

福井県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福井県において資源管理を行うための方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和2年12月1日

令和2年12月15日改正

令和3年3月23日改正

令和3年6月18日改正

令和3年9月21日改正

令和5年5月10日改正

令和5年12月26日改正

福井県知事 杉本 達治

福井県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海域は、対馬暖流による浮魚類の回遊と、広い面積を持つ大陸棚域に豊富に生息する底魚類に恵まれ、日本海側でも有数の好漁場を形成している。

本県の水産業は、令和2年の生産量で12,073トン、生産額は71億5千5百万円にのぼる。また、平成30年の漁業就業者数は、約1,300人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価および資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分の配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者および関連業者に与える影響を緩和するため、上記1および2の規定に基づく配分後の関係団体による要望および知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証および取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評

価および漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証および取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証および取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項または第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣および都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針および都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福井県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針の検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群」までに、漁業法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 あかがれい日本海系群」から「別紙3-8 あかあまだい福井県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1 くろまぐろ (小型魚))

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福井県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

定置漁業 (法第 60 条第 3 項第 1 号) および第 2 種共同漁業権 (法第 60 条第 5 項第 2 号) に基づく小型定置網漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中 (イ、ウに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

ウ 1 か統あたり 1 日 200 キログラムを超える量の漁獲があったとき

漁獲の当日

2 福井県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ小型魚を採捕する漁業 (第 2 の 1 に定める漁業を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ア 当該管理年度中（イ、ウに規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日
- イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内
- ウ 1隻あたり1日10キログラムを超える量の漁獲があったとき
漁獲の当日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を操業の実態や経営体数等に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、福井海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2 くろまぐろ (大型魚))

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福井県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業 (法第 60 条第 3 項第 1 号) および第 2 種共同漁業権 (法第 60 条第 5 項第 2 号) に基づく小型定置網漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中 (イ、ウに規定する場合を除く)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

ウ 1 か統あたり 1 日 200 キログラムを超える量の漁獲があったとき

漁獲の当日

2 福井県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ大型魚を採捕する漁業 (第 2 の 1 に定める漁業を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中 (イ、ウに規定する場合を除く)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく、なったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

ウ 1隻あたり1日30キログラムを超える量の漁獲があったとき
漁獲の当日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を操業の実態や経営体数等に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。

また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、福井海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3 まあじ)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福井県まあじ沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福井県まあじ沿岸漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁業種類ごとの漁獲努力量の上限は、次のとおりとする。

ア 法第57条第1項に定める許可に基づく漁業においては、許可数1,300件とする。

イ 法第60条第3項第1号に定める漁業においては、免許数41件とする。

ウ アおよびイを除く漁業においては、使用する漁船の総数2,300隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 1 - 4 まいわし対馬暖流系群)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福井県まいわし対馬暖流系群沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日まで

イ 知事が法第 3 1 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福井県まいわし対馬暖流系群沿岸漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁業種類ごとの漁獲努力量の上限は、次のとおりとする。

ア 法第 5 7 条第 1 項に定める許可に基づく漁業においては、許可数 1, 300 件とする。

イ 法第 6 0 条第 3 項第 1 号に定める漁業においては、免許数 4 1 件とする。

ウ アおよびイを除く漁業においては、使用する漁船の総数 2, 300 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 1 - 5 するめいか)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福井県するめいか沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が営むするめいかを採捕する漁業（許可省令第 7 7 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月 1 0 日まで

イ 知事が法第 3 1 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福井県するめいか沿岸漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁業種類ごとの漁獲努力量の上限は、次のとおりとする。

ア 法第 5 7 条第 1 項に定める許可に基づく漁業においては、許可数 1, 3 0 0 件とする。

イ 法第 6 0 条第 3 項第 1 号に定める漁業においては、免許数 4 1 件とする。

ウ アおよびイを除く漁業においては、使用する漁船の総数 2, 3 0 0 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福井県まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が営むまさば及びごまさばを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福井県まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群沿岸漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁業種類ごとの漁獲努力量の上限は、次のとおりとする。

ア 法第57条第1項に定める許可に基づく漁業においては、許可数1,300件とする。

イ 法第60条第3項第1号に定める漁業においては、免許数41件とする。

ウ アおよびイを除く漁業においては、使用する漁船の総数2,300隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 1 - 7 ずわいがに日本海系群 A 海域)

第 1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群 A 海域

第 2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福井県ずわいがに漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

許可省令別表第 1 のずわいがに漁業の項の中欄第 1 号に掲げる
海域（外国の領海および排他的経済水域（大韓民国にあっては、
許可省令別表第 5 の 1 1 の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

イ 対象とする漁業

福井県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある
者がずわいがに日本海系群 A 海域を採捕する漁業（ただし、大臣
許可漁業を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理と
し、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年
度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分
の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく
なつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福井県ずわいがに漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管
理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 85% を超えるときを基
準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 8 かたくちいわし対馬暖流系群)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福井県かたくちいわし対馬暖流系群沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福井県かたくちいわし対馬暖流系群沿岸漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 9 うるめいわし対馬暖流系群)

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分および知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福井県うるめいわし対馬暖流系群沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

福井県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福井県うるめいわし対馬暖流系群沿岸漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 3 に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙3-1 あかがれい日本海系群)

第1 水産資源

あかがれい日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和9年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-2 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群)

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和9年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-3 まだい日本海北・中部系群)

第1 水産資源

まだい日本海北・中部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-4 さわら日本海・東シナ海系群)

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を令和9年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-5 やなぎむしがれい日本海系群)

第1 水産資源

やなぎむしがれい日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和9年度までに、中位に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資

源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-6 べにずわいがに日本海系群)

第1 水産資源

べにずわいがに日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる加えて、当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7 ぶり)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和9年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定

した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-8 あかあまだい福井県海域)

第1 水産資源

あかあまだい福井県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成29年から令和3年までの平均漁獲量(71トン程度)に維持する。加えて、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に福井県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行われるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。